

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示（平成23年四国地方整備局告示第11号）があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成23年3月11日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 都市計画事業の種類及び名称
中讃広域都市計画及び坂出都市計画下水道事業 中讃流域下水道（大東川処理区）
- 2 施行者の名称
香川県
- 3 事務所の所在地
高松市番町4丁目1番10号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし